

- 2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。
 - 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第十三条の十二の規定により第十二条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、登録校正業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 第十二条第一項の登録は、登録校正実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 - 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録校正実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 登録を受けた者が登録校正業務を行う事務所の名称及び所在地
 - 四 登録を受けた者が登録校正業務を開始する日
- (登録の更新)
 - 第十三条の三 第十二条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
 - 2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
- (登録校正業務の実施に関する義務)
 - 第十三条の四 登録校正実施機関は、登録校正業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録校正業務を行わなければならない。
 - 2 登録校正実施機関は、公正に、かつ、第十三条の二第一項各号に掲げる要件に適合する方法により校正業務を行わなければならない。
 - 3 登録校正実施機関は、校正員に対し、別表第八に掲げる科目を必修とする研修であつて学科研修の時間が五十六時間以上であり、かつ、実技研修が八時間以上であるものを受講させなければならない。
- (登録事項の変更の届出)
 - 第十三条の五 登録校正実施機関は、第十三条の二第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする日
 - 三 変更の理由
- (登録校正業務規程)
 - 第十三条の六 登録校正実施機関は、校正業務の開始前に、次に掲げる事項を記載した校正業務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 一 登録校正の申請に関する事項
 - 二 登録校正の手数料及び旅費の額並びにこれらの収納の方法に関する事項
 - 三 登録校正の実施の方法に関する事項
 - 四 登録校正の証明書の交付及び再交付に関する事項
 - 五 登録校正の結果の記録に関する事項
 - 六 校正員の選任及び解任に関する事項
 - 七 校正員の研修に関する事項
 - 八 登録校正業務に関する秘密の保持に関する事項
 - 九 登録校正業務に関する公正の確保に関する事項
 - 十 不正に登録校正を受けた者に対する処分に関する事項
 - 十一 その他登録校正業務の実施に関し必要な事項

- (登録校正業務の休廃止)
 - 第十三条の七 登録校正実施機関は、登録校正業務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 登録校正実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 登録校正業務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
 - 三 登録校正業務を休止又は廃止しようとする日
 - 四 登録校正業務を休止又は廃止しようとする期間
 - 五 登録校正業務を休止又は廃止しようとする理由
- (財務諸表等の備付け及び閲覧等)
 - 第十三条の八 登録校正実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において、財務諸表等という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。
 - 2 指定自動車整備事業者その他の利害関係人は、登録校正実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録校正実施機関の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次条に定めるものにより提供するこの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
- (電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)
 - 第十三条の九 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録校正実施機関が定めるものとする。
 - 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法
 - 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。
- (適合命令)
 - 第十三条の十 国土交通大臣は、登録校正実施機関が第十三条の二第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録校正実施機関に対し、これらの規定に適合するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (改善命令)
 - 第十三条の十一 国土交通大臣は、登録校正実施機関が第十三条の四の規定に違反していると認めるときは、その登録校正実施機関に対し、同条の規定による登録校正業務を行うべきこと又は登録校正業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (登録の取消し等)
 - 第十三条の十二 国土交通大臣は、登録校正実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の登録を取り消し、又は期間を定めて登録校正業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 - 一 第十三条の二第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
 - 二 第十三条の五から第十三条の七まで、第十三条の八第一項又は次条の規定に違反したとき。
 - 三 正当な理由がないのに第十三条の八第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
 - 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
 - 五 不正の手段により第十二条第一項の登録を受けたとき。